

長野地方最低賃金審議会

第 1 回長野県最低賃金専門部会 議事録

開催日時 場所	令和 4 年 7 月 2 8 日 11 時 20 分～11 時 40 分 長野労働局 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会の運営規程(案)について 2 中央最低賃金審議会の審議状況について 3 今後の審議の進め方について 4 その他		
議 事 録			
<p>浜賃金室長</p> <p>それでは定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会 令和 4 年度第 1 回長野県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>本日は令和 4 年度第 1 回目の部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。</p> <p>定足数の確認でございます。本日の出席者は、委員 9 名中 9 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告いたします。なお、事務局で同要綱第 3 条に基づき、公開の公示をしたところ、4 件の傍聴の申し込みがあり、本日、傍聴していただいておりますことを報告させていただきます。また、報道機関 1 社が取材に見えております。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず「長野県最低賃金専門部会の委員紹介」についてですが、資料 1 の当専門部会委員名簿の配付により、各委員の御紹介に代えさせていただきますと思います。</p> <p>続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。</p> <p>選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において「同法第 24 条第 2 項の『公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。』を準用する」と定められておりますことから、従来、公益委員の御協議により決めていただいておりますが、本年度も従来どおりとすることによろしいでしょうか。</p>			

(労使委員の了承を確認)

浜賃金室長

それでは公益委員で御協議方、よろしくお願いいいたします。
御協議が整いましたら、御発表をお願いいいたします。

昆委員

それでは、部会長及び部会長代理について発表します。
部会長は、倉崎委員、部会長代理は、吉村委員となりました。

浜賃金室長

ありがとうございます。確認させていただきます。部会長に倉崎委員、部会長代理に吉村委員とのことでございますが、よろしいでしょうか。

(委員全員の了承を確認)

浜賃金室長

それではこれからの審議につきまして、倉崎部会長よろしくお願いいいたします。

倉崎部会長

部会長に就任いたしました倉崎でございます。先ほど、本審でも御挨拶申し上げましたとおり、大変難しい審議を皆様にお願いいすることとなっておりますが、どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、議題(1)長野県最低賃金専門部会の運営規程(案)について、事務局から御説明をお願いいいたします。

浜賃金室長

資料 No.3 の長野県最低賃金専門部会運営規程(案)を御覧いただきたいと思います。

本年度第1回本審において御承認いただきました資料 No.2「長野地方最低賃金審議会運営規程」の第9条に基づいて定めるものでございまして、昨年度に改正された本審運営規程と同様に、オンライン対応及び議事録署名に関する部分の平仄を合わせる形とした案とさせていただきます。第3条、それから、第7条のところのポイントになります。

説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた長野県最低賃金専門部会運営規程（案）について、御質問、あるいは御意見などはございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、この規程により、本年度の専門部会を運営することといたします。規程に基づきまして、議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは山口委員、使用者代表委員からは井出委員をお願いいたします。

次に議題（２）中央最低賃金審議会の審議状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

浜賃金室長

中央最低賃金審議会の審議状況につきましては、先ほど開催されました第２回本審において説明させていただいたところでございます。

改めまして、審議経過と今後の見通し、また目安小委員会における配付資料及びその他の主要指標につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、中賃の審議状況です。繰り返しになりますが、令和４年６月２８日、目安の諮問がなされ、以降４回の小委員会で審議が行われております。今後の日程につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、労使双方やむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう最大限努力するとしたことを踏まえて、丁寧な議論を行う必要があることという部分、それから例年以上に目安額とその根拠・理由について明確で納得できるものとしてほしいとの意見が労使から出ている状況等々でありますことから、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要となっており、さらに時間をおいて議論を再開することとしたという状況でありまして、現時点で日程は未定とされているところでございます。

そのため、先ほどの本審議会でも御説明させていただきましたとおり、目安答申が行われましたら、この専門部会において、その目安額の伝達をさせていただくこととなります。

続きまして、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の資料について、概要を御説明いたします。紫色のファイルで御提示をさせていただいているところでございまして、目安小委員会、第１回目から第４回目までの配付資料、これを資料 No.5 として別冊としてお示しをさせていただいております。内容につきましては、第１回目目安小委員会の資料 No.1、これは毎年提示されます主要統計指標資料になります。それから本年度の諮問文の中にもございました「新しい資本主義のグラウンドデザイン及び実行計画・新しい資本主義実行計画工程表」、これを資料 No.2、第１回目小委員会の資料 No.2、それからその資料 No.3 に「経済財政運営と改革の基本方針 2022」、これらいずれも関係部分の抜粋ではございますけれども示されておりまして、これを今回もこちらの専門部会でお示しをさせていただいているところでございます。

また、第２回小委員会及び第３回小委員会におきまして、各委員からの追加の要望資料が参考資料として示されております。別冊資料第２回小委員会のインデックスのところを開いていただくと、資料一欄とございまして、その参考資料 No.1 が委員からの追加要望資料ということになります。ここに、先ほど櫻井委員のほうから御要望がございました各種補助金・助成金等々ございますので、これに沿った形で準備できるものにつきまして、また今後御提

示をさせていただきたいと考えております。

また、第3回小委員会の参考資料、委員からの追加要望資料ということでございますが、一番最後に第4表の として、例年用いられている賃金上昇率の表が、前年同月、つまり令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計という形で、新たに示されたものでございます。

これらをベースに中賃では審議が進められておるところでございます。当長野地賃専門部会におきましても、これらの資料を参考に今後の審議を進めていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局から、説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問などはございますか。

よろしいですか。それでは、事務局からの御説明によると、現状目安答申の見込みが見通せない中での審議となりますが、労側、使側双方におきましても、かかる状況を御理解いただいた上で議論を進めていただきたいと思ひしております。

それでは議題(3)今後の審議の進め方について、に入ります。事務局で御説明をお願いいたします。

浜賃金室長

今後の審議の進め方につきまして御説明させていただきます。

第2回本専門部会は8月2日午前10時から、第3回を8月4日の午前10時から、予備日として8月5日の午前10時から開催を予定しております。いずれも、労働局の会議室で開催予定としております。

あくまで現時点における予定であります。第3回目、ないしは予備日の第4回専門部会で最終的な金額審議を行っていただき、専門部会長報告として取りまとめていただく予定としております。

専門部会長報告につきましては、8月5日午後3時から開催の第3回本審におきまして、会長宛てに報告いただき、長野県最低賃金の改正について、長野労働局長へ答申をいただく予定としております。

繰り返しになりますが、第2回以降の専門部会の会場は労働局2階会議室、本審議会の会場はホテル信濃路3階飯綱、こちらになります。各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中恐縮ではございますが、御出席についてよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問などはございますか。よろしいですか。

倉崎部会長

それでは、議題（４）その他に入りますが、事務局のほうでまず何かございますか。

労働者代表委員のほうから何かございますか。

使用者代表委員のほうから何かございますか。よろしいですか。

それでは、先ほど事務局から御説明いただいたとおり、次回の専門部会から、長野県最低賃金の改正に関する金額審議に入りますので、労側・使側共に長野県最低賃金の改正に向けた基本的な考え方などを御発表いただきますよう御準備をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日はこれで閉会といたします。

お疲れさまでございました。

閉 会